

官公需法に基づく「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和5年4月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を、毎年度作成し、閣議決定しているもの。

今年度の基本方針の概要は以下のとおり。

1. 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：5兆6,598億円

（参考：令和4年度 目標 61% 5兆2,738億円

令和3年度 実績 50.1% 4兆6,535億円）

(2) 新規中小企業者※向け契約目標（比率） 比率：3%以上

※創業10年未満の中小企業・小規模事業者

2. 基本方針における新たな措置等

(1) 少額の契約における電子的手段の利用

(2) スタートアップに関する取組

① 調達機関に対する情報提供

② 調達手続の見直し

③ J-Startup等の活用

(3) その他の主な改正点

① インボイス制度導入に伴う対応

② 中小石油販売業者への配慮事項の明確化